

博士学位論文

内容の要旨および

審査の結果の要旨

第3号

2011年6月

北星学園大学

はしがき

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条の規定による公表を目的として、平成 23 年 3 月に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであることを示す。

目 次

社会福祉学研究科

学位記番号 (報告番号)	専攻分野の名称	氏 名	論 文 題 名	頁
博第3号 (甲第3号)	博士（社会福祉学）	鈴木道代	医的侵襲行為に対する代理決定の正当化原理に関する研究 —成年後見制度、慣行的家族特権、専門家パターナリズムの論理—	1
博第4号 (甲第4号)	博士（社会福祉学）	渡辺 舞	大学生の友人関係における親密化過程と大学生活の適応感に関する研究 —大学4年間における追跡的研究と回想的調査面接による検討—	9

氏名（本籍）	鈴木 道代（北海道）
専攻分野の名称	博士（社会福祉学）
学位記番号	博第3号（甲第3号）
学位授与の日付	平成23年3月15日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項
学位論文題目	医的侵襲行為に対する代理決定の正当化原理に関する研究 —成年後見制度、慣行的家族特権、専門家パターナリズムの論理—
論文審査委員	主査 北星学園大学教授 杉岡 直人 副査 北星学園大学教授 米本 秀仁（指導教授） 副査 北星学園大学教授 岩本 一郎 委員長 北星学園大学教授 今川 民雄

学位論文審査要旨

鈴木道代氏（以下筆者と記す）の学位論文「医的侵襲行為に対する代理決定の正当化原理に関する研究—成年後見制度、慣行的家族特権、専門家パターナリズムの論理—」は、医的侵襲行為に關わる同意権の問題に關して代理決定を必要とされる成年後見制度や医療におけるインフォームド・コンセントにみられる代理決定の正当性を構成する法的な根拠を探りながらその背後にある考え方を浮き彫りにして、代理決定の正当性を新たに構築するための鍵概念を取り出すことを意図した野心的な論文である。つまり、「精神上の障害がある者が医的侵襲行為を必要とした際に要求されるインフォームド・コンセントのうち『同意』ができない場合の代理決定の正当化原理を導くこと」を研究目的として、「同意」の確認できない場合における代理権限に関して、最先端の議論にコミットすることを企図した意欲的なものである。また、憲法に基づく自己決定権を根拠とした「同意」が、医的侵襲行為の違法性阻却の必須要件であること、同意が不可能な場合に行われている代理決定が正当化される根拠として成年後見制度、慣行的家族特権、専門職パターナリズムを取り上げ、その何れもが十分な根拠を提供していない点を指摘し、現行の法制度の不備と限界を明らかにしようとしていることについての展開における周到な分析過程を評価するものである。

一 本論文の構成

本論文は、以下のように構成されている。

目次

はじめに 社会福祉学における「自己決定」概念の論調と批判的検討

第1章 問題意識と研究の枠組み

第1節 問題意識

第2節 代理決定の正当化原理としての共通項の位置づけ

- 第3節 研究の目的と意義
- 第4節 研究の方法
- 第5節 論文の構成
- 第6節 本論文の諸概念
- 第2章 自己決定と代理決定
 - 第1節 医的侵襲行為場面における自己決定権
 - 第2節 代理の仕組みと事実上の代理決定—民法的視点
 - 第3節 医的侵襲行為の違法性阻却要件—刑法的視点
 - 第4節 医的侵襲行為場面における自己決定と代理決定—論点の提示
- 第3章 成年後見制度における医的侵襲行為への同意権付与問題
 - 第1節 代理決定の仕組み
 - 第2節 成年後見制度における医的侵襲行為への同意権問題に関する否定説と肯定説
 - 第3節 諸外国における医的侵襲行為への同意権付与のあり方
 - 第4節 成年後見人に同意権が付与されるための考え方
- 第4章 慣行的家族特権
 - 第1節 法学的意味における家族の権限・位置
 - 第2節 事実上家族による代理決定
 - 第3節 家族に求められる機能—家族社会学による描きを中心に
 - 第4節 「家族」が「代わる」理由—資源分配説・家族愛情説・親密圈説
 - 第5節 介護職者及び家族の医療行為のあり方
 - 第6節 「慣行的家族特権」の様相
- 第5章 パターナリズムによる代理決定の正当化の可能性
 - 第1節 「一般的パターナリズム」に関する見解と検討
 - 第2節 パターナリズムの定義の仕方の留意点と「法的パターナリズム」
 - 第3節 パターナリズムの種類と正当化基準—中村直美に依拠して
 - 第4節 「法的パターナリズム」と代理決定の正当化原理の可能性
- 第6章 結論
 - 第1節 これまでの代理決定のあり方
 - 第2節 代理決定の正当化原理としての信託・信認関係
 - 第3節 「信頼」「信認」「信用」概念—斎藤壽彦に依拠して
 - 第4節 信託・信認関係による代理決定の正当化
 - 第5節 財産管理制度である信託の考え方と信認関係を用いる批判について
- おわりに
- 資料
- 文献一覧

二 本論文の概要

筆者の研究動機は、代理決定の正当性の根拠に対する疑問から始まっている。医的侵襲行為場面においては成年後見人、家族、医師が精神上有障害がある者に代わって何らかの判断や行為を行っている。例えば、成年後見人については、医的侵襲行為に対する同意権という権限を持ちえていないため、仮に成年後見人が同意をしても意味をなさない。つまり医的侵襲行為の違法性が阻却されない。一方で、家族や医師も成年後見人同様にそのような権限を法的に持ち得ていないにもかかわらず、違法性が阻却されているかのように医的侵襲行為がなされている現状がある。こうした点についてはたしてどのような法的な根拠を正当性のなかに位置づけることが可能かという問い合わせによって論文構成が組み立てられている。

代理決定においては、家族や医師による代理行為が一般的であるが、これらの背後にある家族特権とパターナリズムに関してそれぞれ学説的な考察を加えて、その限界を指摘し、最終的な考察として信頼と信認を基礎とした信託の概念装置に注目し、新たな正当性の可能性を取り出すという展開となっている。

本論文は6章から構成されており、以下に概要をまとめておく。

第1章は問題意識と研究の枠組みについてまとめており、まず、「医的侵襲行為」というキーワードについて、類似概念である「医療行為」および「治療行為」があり、諸研究者によって異なることを指摘した上で、本論文では、「医療水準」に沿った行為への同意ということであれば代理決定者として位置づけられた者でも代理決定が正当化されるという立場をとっている。けれども、「医療行為」の定義のみでは通常“侵襲性”を伴うとされる行為は含まれていないこと、「治療行為」の定義では「医療行為」で定義されている行為は含まれないとされることから、本論文では「医療行為」「治療行為」に関する定義にかかわらず「医的侵襲行為」としている。

次に「家族」に関する規定について、筆者は、なぜ自明のように「家族」が特権的な扱いをされるのかという文化的背景を探ることを課題としているため「家族」の厳密な定義はせず、「正当化」の概念については、ルーマンの見解を参考に「法的手続きによって保証されること」としている。また、代理決定を正当化するための「権威」概念については、「インフォームド・コンセントにおける治療上の意志決定は、患者と治療者と権威の三者のダイナミズムにおける『共同の意志決定』という三者構造をそなえて」いるという熊倉（1994）の見解に着目しながら、「慣行的家族特権」によって生じる患者と家族の関係における代理決定、「パターナリズム」によって生じる患者と医師の関係における代理決定、それぞれの代理決定が自明のように二者関係でなされていることにつながるという問題を設定し、その二者関係を法的に正当化する「権威」を位置づけ、三者関係へと統制する必要があるとする立場をとる。このことは、成年後見制度における患者（成年被後見人）と成年後見人、それぞれの二者関係に「権威」を位置づけることによって、医的侵襲行為への同意権を成年後見人に付与する可能性を導くと同時に、医師・家族・患者、医師・成年後見人・患者、というそれぞれの人的関係においても、二者関係において位置づけた同様の

法的権威を位置づけることで、三者関係を法的正当性によって統制することができるという立論上の設定を最初におこなっている。

第2章では、医的侵襲行為場面における自己決定権として憲法13条において生命・身体にかかわる自己決定権を含めすべての人間にそれが保障されていることが、そこにおける自己決定権の行使を厳格に追及した場合に生じる問題として精神上に障害のある者による自己決定権の行使の問題が挙げられるとする。民法的視点から検討すれば代理制度によって補完することになるが、成年後見制度から医的侵襲行為への同意権の問題を考えた場合には論理的限界が生じるために事実上の代理決定が許容されていることを指摘する。

また、医的侵襲行為場面における患者の同意は刑法学的に捉えれば医的侵襲行為の違法性阻却事由に該当するが、精神上に障害のある者が医的侵襲行為への同意を行なえない場合にはどのような方法が考えられるのか、ということを検討するために刑法学的視点として、医的侵襲行為の違法性を阻却する要件を提示し、「医療水準論」について述べている。

医的侵襲行為への同意について憲法上では自己決定権の保障は厳格に認められており、刑法上の被害者の同意も憲法の自己決定権同様に厳格な意義を有しているため推定するにあたっても厳格な基準が必要となる。他方、精神上に障害のある者が自己決定権の行使が困難な場合、それを補完するために民法上の代理制度が位置づけられているわけであるが、現実問題として医的侵襲行為への同意という代理に対する法的対応が不十分であり、事実上の第三者による同意によって処理されている。

のことからすれば、医的侵襲行為への同意という自己決定権の行使について一方では厳格さが要求され、他方で法的ではない事実上の代理が許容されているという矛盾が生じることになる。そのため、患者の自己決定権を尊重しながら、現実的に法的対応していくためにはどうするか、ということで成年後見人と成年被後見人、家族と患者（と医師）、医師と患者、それぞれの人的関係に「権威」を位置づける必要性を展開している。

第3章では、「成年後見制度」における医的侵襲行為への同意権付与問題の論議に焦点をあて、成年後見人に同意権が付与される条件を明らかにしている。その前提として成年後見制度の仕組みを述べ、成年後見制度の代理制度に位置づけられている権限から成年後見人に医的侵襲行為への同意権を導くことの限界、つまり論理的限界があることを指摘している。

成年後見制度における医的侵襲行為への同意権問題の論議は諸説あるが、大別すると成年後見人に対して同意権を付与に対する否定説と肯定説に分けられる。筆者は、それらは事実論を基底としてさらに解釈論と立法論へと分類し、成年後見人への医的侵襲行為の同意権付与の「必要性」について否定・肯定を示す場合と「解釈」的に否定・肯定を示す場合によって解釈論の立場に留まるのか、あるいは立法論へと発展するのかが異なるとする。

成年後見制度における医的侵襲行為への同意権付与問題の論議では、成年後見人には医的侵襲行為への同意権を付与しないという否定説が通説となっているが、分析枠組みに基づいて否定説の主張を検討し、これまで通説とされていた否定説の主張の論理的手落ちを指摘している。

一方、肯定説の主張も純粹に成年後見人単独に同意権付与を認めるというものだけでは

なく、家庭裁判所・第三者機関・後見監督人の関与を必要とすること、成年後見人への同意権を付与する方向で論議がされているにもかかわらず、家族による同意を認める必要性を主張するものもある。また、立法論の立場から成年後見人への同意権付与を認める場合の根拠は、概して家庭裁判所・後見監督人・第三者機関の関与の存在を指摘する。このような肯定説の主張のなかで代理決定を正当化するために重要となるのが、成年後見人に同意権を付与する場合には医療の性質によって左右されること、また成年後見人単独では同意権が付与されず、第三者機関の関与が必要であるという見解である。

諸外国における医的侵襲行為への同意権のあり方をみると、成年後見人に相当する者、家族などの代理決定者による医的侵襲行為への同意の位置づけが法的に規定されており、医的侵襲行為場面において同意が必要となった場合の“空白の状態”がない仕組みが整備されている。重要な点は、代理決定者による職務に対して何らかの制限を加えることができる機関として裁判所が配置されていることであり、このことによって家族だけではなく、成年後見人に相当する者に対しても医的侵襲行為への同意権を付与することが可能になるということが窺える。

第4章では、「慣行的家族特権」として家族による代理決定が許容されている背景を探ること、しかしそれには法的な正当性がないことを明らかにしている。まず、法学的意味における家族の権限・位置として親権と未成年後見に焦点を当て、法的に唯一家族間の代理が認められている親権を持つ者（主に「親」を想定しているが）による親権の行使によって未成年者への医的侵襲行為に対する同意が認められていること、けれども昨今の児童虐待の状況（医療ネグレクトを含む）を鑑みると、必ずしも親権が万能ではなくなってきていていることを指摘している。そしてわが国との相違を見るために、諸外国における未成年者への医的侵襲行為への同意が誰によってされているかということを概観し、わが国と比較した。諸外国では日本と同様に未成年者に対する医的侵襲行為への同意に関する権限は当然の権利として位置づけられており空白の状態はないといえる。日本と異なる点は諸外国では裁判所を含めた同意権者が重層的にかつ系統的に位置づけられていること窺えた。

次に、未成年後見については、それが親権と同様の権限を持つとされていながらも、親権よりも厳格な規制があることがわかる。そのため、親権の行使よりは未成年後見の権限から同意がされるほうが安全かのように思えるが、財産管理の問題から未成年後見においても未成年者を保護しきれない状況にあることが言え、唯一家族間における代理として認められている親権、それと同様の権限をもつとされる未成年後見ですら危うい存在であることを指摘している。

また、家族社会学における「家族」に関する定義より「伝統的家族」「近代家族」「現代家族」「現代家族Ⅱ」と区分し、それぞれの時代の「家族」の特徴を描き出したことを踏まえ、事实上家族の代理決定がなぜ可能になるのかということを問題意識として考究した結果、「資源分配説」「家族愛情説」「親密圏説」からなる背景を導き出した。

とくに「家族」が「代わる」にも「暴力性」（意図的に同意しないなど）が存在するかもしれないため「公共圏」としての成年後見制度に依拠することが可能になるということを意味する。けれども、「公共圏」である成年後見制度では対処しきれる事柄ではないために、

結果として「公共圏」による介入はされない状況が生じるため、(「公共圏」側の問題として)「公共圏」の機能を「親密圏」が代理している状況があるとする。したがって、家族が代わらざるを得ない状況が作られるが、「公共圏」による介入が望めないことからすれば、「親密圏」内部のみで「家族」が「代わる」ことを行なうのは危険であるとする。

これらのことから、筆者は「親密圏」内部でもなく、「公共圏」による介入でもなく、その重なる部分での「家族特権」に基づいた代理決定に対する限界づけを行なうための法的観点の必要性を説いている。

第5章は、パターナリズムによる代理決定の正当化の可能性について述べるために医療場面、援助場面、パターナリズムに関する諸説を「一般的パターナリズム」と称して、その議論と特徴を総括している。「一般的パターナリズム」の特徴からでは、ある特定の関係性の中で自己決定権・自己決定とパターナリズムが相補的であるとされながら、介入される側の「最善の利益」を保障されるような特徴が見出せないことを指摘している。

ここでは、パターナリズムを再度定義し直し、かつ医的侵襲行為場面における介入する側への一定の規制をかけるための別の観点を位置づけるために「一般的パターナリズム」とは異なる「法的パターナリズム」の観点から緊急避難、緊急事務管理が代理決定の正当化原理として機能するのかということを検討し、成年後見制度もまたパターナリズムが内在する制度であるが、医的侵襲行為場面における代理決定は正当化されないことを再度指摘している。医的侵襲行為場面において代理決定する専門家である医師側に対して医師の裁量権の範囲内において、介入する医師側に一定の規制をかけながら「本人の最善の利益」を担保するために「法的パターナリズム」を再構築するための別の観点が必要になることを主張している。

以上のような論証に基づき、本来ならば医的侵襲行為への同意は三者関係でなされるはずであるのに、二者関係のなかでなされる共同決定であるかのような誤解が生じていること、すなわち「慣行的家族特権」によって生じる患者と家族の関係における代理決定、「パターナリズム」によって生じる患者と医師の関係における代理決定、それぞれの代理決定が自明のように二者関係でなされている状況であるとする。その二者関係を法的に正当化する「権威」を位置づけ、三者関係へと統制する必要があり、成年後見制度における患者（成年被後見人）と成年後見人という関係にも「権威」を位置づけることによって医的侵襲行為への同意権を成年後見人に付与することが可能であると指摘する。

第6章は、結論的な考察をまとめたものである。これまで医的侵襲行為場面における代理決定者として考えられた成年後見人、家族、医師について、成年後見人については医的侵襲行為への同意権を有していないため、仮に成年後見人が同意をしても意味をなさない、つまり医的侵襲行為の違法性が阻却されないということ、一方、家族や医師も成年後見人同様にそのような権限を法的に持ち得ていないにもかかわらず、違法性が阻却されたかのように医的侵襲行為がなされていることを明らかにした上で、以下の点を新たなブレイクスルーとして提起している。熊倉（1994）が提示する医的侵襲行為場面における「意志決定」「パターナリズム」というのは患者と治療者と「権威」の三者構造を備えている、という見解をもとに代理決定における二者関係ないし三者関係においても「権威」を位置づけ

ることで、これまで「権威」が位置づけられた関係として捉えられなければならないはずの慣行的家族特権や専門家パターナリズムによってなされていた事実上の代理決定に対する法的正当化を試み、それらの関係を律すること、と同時に成年後見人と成年被後見人の関係においても「権威」を位置づけることで医的侵襲行為場面における代理決定の正当化が可能になる。そして、代理決定における二者関係ないし三者関係を律する「権威」として「信託」「信認関係」を位置づけることが可能であるかということを検討するために、「信託」「信認関係」の概念整理と特徴を述べ、「信託」「信認関係」を用いる意義を説いた。また、その中で「信頼」「信用」概念が「信認」「信託」がどの様に関連するのかを斎藤壽彦に依拠しながら、改めて「信認」「信託」概念の特徴をいい、このことは慣行的家族特権によってなされていた代理決定もまた「信託」「信認関係」として捉えることが可能になるとする。

「信託」「信認関係」の特徴から重要なことは、専門家（受託者）と素人（委託者ないし受益者）という関係が前提とされていること、委託者の権利が受託者に移転すること、受託者は自らが有する専門性あるいは帰属された権限を自由に行使することができる地位であることから広い裁量権が与えられているが、その濫用を防ぐために厳格な義務である「信認義務」、つまり受益者の利益のために権限行使しなければならないということが課せられていることである。この特徴から、「信託」・「信認関係」という「法的装置」をもって成年後見人、家族、医師をそれぞれ受益者である患者の受託者として位置づけ、本人の最善の利益が担保されるような代理決定が正当化される仕組みを提示している。

三 本論文の評価

以上に要約された鈴木道代氏の学位論文は、審査委員会として以下の点について高く評価しうるものとした。

1. 本論文は、研究目的に対する論理的な構成が関連領域の研究成果と法理論的な考察をあわせて周到に配置されており、筆者による本論文に関する論考「医的侵襲行為への家族同意権の正当化問題—成年後見制度における議論を基盤として—」（『社会福祉学』51巻3号に2010年10月に掲載済み）を発展させたものといえ、代理権限に関する最先端の議論にコミットすることを企図した意欲的なものと評価できる。
2. 憲法に基づく自己決定権を根拠とした「同意」が、医的侵襲行為の違法性阻却の必須要件であること、同意が不可能な場合に行われている代理決定が正当化される根拠として成年後見制度、慣行的家族特権、専門職パターナリズムを取り上げ、その何れもが十分な根拠を提供していない点を指摘し、現行の法制度の不備と限界を明らかにしようとした分析過程とその成果は膨大な作業を必要とするものであり、論理的な破綻なくまとめた点が評価できる。
3. 今日、社会福祉専門職が直面するコミュニティレベルの実践課題として、住民のプライバシーと生命の安全を守る上での法的な整備が遅れているために、様々な課題が指摘されており、代理決定の正当化に関わらせて、こうした地域生活場面における「介

「入の正当化問題」というべき課題にも研究の射程を拓いた研究上の意義を評価できる。

ただし、審査委員からは、残された課題として以下の点が指摘された。

1. 法的な構成として、代理モデルから信託モデルへと転換することについて、道徳的な観点からその正当性を論証する議論が必要である。なぜなら、信託は、歴史的に財産とかかわりで発展してきた法制度であり、これを生命や身体の問題に「転用」することになるからである。その根拠は、結局、医的侵襲行為を受ける本人の「最善の利益」の保護ということに求められることになるだろうが、それを社会福祉の臨床的な実践や知見と結びつける視点が求められる。
2. 信託モデルを採用することによって、現行の成年後見制度がどのような方向で改革されるべきかについて、立法論にまで立ち入った検討を行うことが求められるが、これは今後の大きな課題となるであろう。
3. 研究方法が文献を用いた理論研究として位置づけられるが、成年後見制度をはじめとする代理決定の問題点を法理的に分析して法制度を整備するような提起の仕方になっているため、社会福祉学からのアプローチとしてどのような接点を求める事になるのか、について今後、整理する必要がある。

審査委員会は、本論文のテーマである医的侵襲行為に関わる同意権の問題に関して代理決定を必要とされる成年後見制度や医療におけるインフォームド・コンセントにみられる代理決定の正当性を構成する法的な根拠を探りながらその背後にある考え方を浮き彫りにして、代理決定の正当性を新たに構築するための鍵概念を取り出すことを意図した意欲的な研究成果を高く評価し、以上の課題点については今後の取り組みにおいて更なる展開を期待することで一致した。

以上の審査結果から、審査委員一同は、本論文が学位論文として学術的水準に充分に達していることを認め、更に口述試験の成績をも考慮して、鈴木道代氏に、北星学園大学博士（社会福祉学）の学位を授与することが適当であると結論する。

学位論文最終試験の結果の要旨

2011年1月31日、学位授与申請者鈴木道代氏の最終試験を行った。

試験において、提出論文「医的侵襲行為に対する代理決定の正当化原理に関する研究—成年後見制度、慣行的家族特権、専門家パターナリズムの論理—」に基づき、審査委員が疑問点につき逐一説明を求めたのに対し、鈴木氏は、論文執筆後の知見も踏まえて、いずれにも適切な説明を行い、審査委員の疑問を解消した。

氏名（本籍）	渡辺 舞（北海道）
専攻分野の名称	博士（社会福祉学）
学位記番号	博第4号（甲第4号）
学位授与の日付	平成23年3月15日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項
学位論文題目	大学生の友人関係における親密化過程と大学生活の適応感に関する研究 —大学4年間における追跡的研究と回想的調査面接による検討—
論文審査委員	主査 北星学園大学教授 豊村 和真 副査 北星学園大学教授 今川 民雄（指導教授） 副査 北星学園大学教授 栗林 克匡 委員長 北星学園大学教授 杉岡 直人

学位論文審査要旨

渡辺舞氏の学位論文「大学生の友人関係における親密化過程と大学生活の適応感に関する研究—大学4年間における追跡的研究と回想的調査面接による検討—」は、表題の示すとおり、大学生の友人関係における親密化過程と大学生活の適応感について、縦断研究および、面接調査研究を中心として多様な検討を行ないつつ、それらに新たな知見を加えたものである。

一 本論文の構成

本論文は、以下のように構成されている。

目次

第1章 青年期の友人関係における親密化過程研究の理論的背景

第1節 本章の目的

第2節 青年期の友人関係の特徴に関する先行研究

第3節 青年期の友人関係における親密化過程に関する先行研究

第4節 友人関係が大学適応感に及ぼす影響に関する先行研究

第5節 本章のまとめ

第2章 本論文の目的・構成

第1節 問題の所在

第2節 本論文の目的と構成

第3章 研究1 大学生の新旧友人関係に関する追跡的研究

第1節 研究1の目的

第2節 新友人と旧友人における友人関係の追跡的検討

第3節 友人関係期待における新旧友人の比較検討

- 第4節 研究1の考察
- 第5節 本章のまとめ
- 第4章 研究2 大学生の一番親しい友人の選択に関する追跡的研究
 - 第1節 研究2の目的
 - 第2節 友人選択が友人関係の評定に及ぼす影響の検討
 - 第3節 友人選択に関わる要因の検討
 - 第4節 大学4年間の追跡的研究による友人選択の検討
 - 第5節 研究2の考察
 - 第6節 本章のまとめ
- 第5章 研究3 回想的調査面接による大学生の友人関係の親密化過程に関する研究
 - 第1節 研究3の目的
 - 第2節 回想的調査面接法の検討
 - 第3節 回想的調査面接による親密化過程の類型化の検討
 - 第4節 回想的調査面接による親密化過程の類型化の適用
 - 第5節 研究3の考察
 - 第6節 本章のまとめ
- 第6章 研究4 大学生の友人関係における親密化過程の様相が大学生活の適応感に及ぼす影響に関する検討
 - 第1節 研究4の目的
 - 第2節 大学生活に関する適応感に関する項目の収集と尺度の作成
 - 第3節 大学生の友人関係における親密化過程と適応感に関する検討
(量的データによる検討)
 - 第4節 大学生の友人関係における親密化過程と適応感に関する検討
(質的データによる検討)
 - 第5節 研究4の考察
 - 第6節 本章のまとめ
- 第7章 総括と今後の課題
 - 第1節 総括
 - 第2節 本論文の意義
 - 第3節 今後の課題
- 第8章 要約
 - 第1節 要約
 - 第2節 おわりに
- 引用文献
- 資料

二 本論文の概要

第1章では、第1に青年期の友人関係研究全般に関する研究を概観した。そこでは青年期における友人関係の重要性を明らかにするために、友人関係の機能、友人への期待、友人にとの付き合い方等に関する多くの知見を示した。第2に、友人関係の親密化過程研究を概観し、「関係性の初期分化」や「段階理論」の両視点による検証から二者関係が進展するメカニズムが明らかにされてきたことを確認した。一方で友人関係の特徴として、多くの場合複数の対人関係で構成されていることが指摘されたこと、主な親密化過程の研究では、友人を1名に限定した手続きを使用した上で、その過程が検討されてきたことを確認した。第3に、大学生活の適応感に関する研究については、大学生活の適応感は、入学当初のみならず青年のその後の人生にも大きな影響を与える可能性があり、近年の大学教育現場においても大きな関心事であることを文献で示した。そして、本邦でも適応感に関する研究も多く、大学生活と適応感の関連や適応感に関わる要因として大学生の友人関係の在り方が影響すること、また入学時から大学生活の過程の中で適応感が変動することを確認した。

第2章では、第1章において概観した先行研究の知見を踏まえ、問題の所在を述べている。それは、第1に、現実場面の生き生きとした青年期の友人関係を明らかにするために、これまで検討されることが少なかった複数友人関係を研究対象とし、その親密化過程を検討する視点が必要であること、そして第2に、大学生活全般に渡る青年期の友人関係と大学生活への適応感を明らかにする視点が必要であることである。

次いで本論文の目的を述べている。それは以下の2点である。第1に、大学生の友人関係の親密化過程を複数の友人関係の過程として捉え、長期的な追跡的研究から既存の二者関係における親密化過程理論に囚われない過程を明らかにすることである。第2に第1の目的で明らかにされる複数友人関係で構成される親密化過程が、大学生活の適応感に及ぼす影響を明らかにすることである。

以上2点の目的を明らかにするために、第1の目的は第3・4・5章で、第2の目的は、第3章～5章の結果を受け、第6章で明らかにされている。章別の概要は以下のとおりである。

第3章の目的と結果

友人関係が複数対人関係で構成されることの背景の一つとして、大学入学する前の友人関係（旧友人）と大学に入学後に知り合った友人関係（新友人）が同時期に存在していることに注目し、入学当初から、両者の関係を追跡的に比較検討することから、大学生活での両者の関係の推移を明らかにすることを目的とした。

結果として明らかになったことは以下の通りである。大学入学という進学によって新友人関係がスタートする中で、少なくとも入学後約1年間は旧友人の存在は安定的かつ親密なものであり、また新友人とは異なる関係期待がある相手として大学生の友人関係で存在していることが明らかになった。また新友人の存在は、1年間で旧友人を上回るような関係には発展しないが、ポジティブな認知や行動が増加する推移を明らかにした。また両者への親密度・感情・認知・行動は、一方が他方に影響するだけでなく、互いに影響しあうことを明らかにした。

第4章の目的と結果

大学生における友人関係の親密化過程について、二者関係の過程のみならず、複数で構成される友人関係の過程を抽出する必要があることを確認するために、「一番親しい友人」が大学4年間の中で、どのように選択されていくのかの過程（「友人選択」と定義し、以下で使用）を明らかにすることを目的とした。また一番親しい友人が変化する場合には、「共通する親しい友人グループ内で変化した」ものであるのか、または「全く別の友人関係が存在し変化した」ものなのかを面接調査から抽出して検討することも目的とした。

結果として明らかになったことは以下の通りである。協力者のうち約25%は、大学生活の過程において、一番親しい友人が一度も変化しないことを確認した。その一方で、約75%の協力者が、一番親しい友人を大学生活の中で変えたことは、友人関係の親密化過程を複数対人関係の過程として捉える事の必要性を確認する目的を達成したものである。また、友人選択は、共通するグループ関係の中で変化したパターンと共通する友人グループとは別の友人関係から選択されるパターンを確認した。この結果は、大学生の友人関係の親密化過程が、単に複数友人関係で構成されているという事実だけでなく、大学生の友人関係には複数の友人関係グループが存在し、多様な関係の中で一番親しい友人が選択されている過程が明らかにされたものである。

第5章の目的と結果

第4章では、「一番親しい友人」を追跡的調査で毎回選択してもらう手続きを採用することにより、複数友人関係で親密化過程を抽出する必要性を確認した。また、大学生が、複数の友人関係グループを有し、その中で「友人選択」がなされている状況が確認されたことは、従来の質問紙調査の量的検討のみで、友人関係が進展していくことを抽出することへの限界が明らかになった。第5章では、複数対人関係の親密化過程を抽出するために、「回想的調査面接法」を採用し、手続きを確立すること目的とした。また複数友人関係の親密化過程のパターンを明らかにする類型化を提案するために探索的検討と適用を行うことを目的とした。

結果として明らかになったことは以下の通りである。回想的調査面接導入の意義は、複数の対人関係を同時に抽出し、その推移を明らかにすることができたことである。現時点での1番親しい友人を選択してもらったうえで、入学当初からのエピソードを、共通する友人のエピソードも含めて回想することでその過程を明らかにすることを実現した。第1に、手続きを確立する調査を実施し、質問項目の設定と手続きが有効であることを確認した。第2に複数友人関係の親密化過程のパターンを提案する試みとして発話の過程から類型化を探索的検討の上、類型化に使用する項目を決定し、適用する目的を達成した。回想的調査面接から得られた複数友人関係を対象とした親密化過程では、90%以上が複数友人関係で推移する状況が確認できるだけでなく、共通する友人グループ内の変動やグループ関係を認知しつつも、協力者が一番親しい友人ととの間だけで共有する特別な行動や経験があることを確認することが可能であり、最終的に7つの型で親密化過程のパターンが説明された。類型化の適用については、各事例で3者判定を導入することで、ある程度客観的基準の中で判定可能なことも確認した。

第6章の目的と結果

第3章から第5章で明らかにされた知見は、大学生の友人関係が多くの場合に複数の友人関係の中で成立し、推移していく過程を抽出することの意義を提供するものであった。第6章では、これらの過程で抽出された大学生の友人関係が大学生活の適応感に及ぼす影響を検討することである。具体的には、複数友人関係の背景のひとつとして注目した新旧友人関係と適応感、新友人の友人選択と適応感、さらに複数友人関係の親密化過程と適応感との関連を明らかにしていくことを目的とした。

結果として明らかになったことは以下の通りである。第1に、大学入学後に知り合った親友と呼べる人物が、大学生活の中でできることは、大学生活の適応感を高めることができた。第2に大学入学後に知り合った「一番親しい友人」を大学生活の中で変更する群の適応感が、一貫して同じ友人を選択した群の適応感よりも高かった。第3に、複数友人関係の親密化過程において、友人関係が変動する出来事を経験することや、複数友人関係で推移している過程の中で、一番親しい友人と二者で共有する行動や経験があることが、大学適応感を高めていた。以上の結果から、大学生活の友人関係が複数友人関係で構成される中で、その関係が適応感に及ぼす影響を明らかにする目的を達成した。

第7章と第8章では、第3章から第6章までの本論文の実証的研究から得られた知見から、大学4年間における追跡的調査と回想的調査面接によって明らかにされた大学生の複数友人関係における親密化過程、およびその過程が大学生活の適応感におよぼす影響についての知見を整理した上で、本研究の意義と今後の展望について論じている。

本論文の意義としては以下の点があげられる。第1に、量的なアプローチと質的アプローチの研究を組み合わせることで、二者関係の推移に限定することなく、大学生の複数友人関係の親密化過程を抽出することを可能としたことである。第2に、大学入学当初から大学4年時に渡りほぼ大学生活全般を網羅する追跡的研究を実施した。すなわち単時点にとどまらない関係の推移を抽出可能とした意義が存在する。第3に、単時点の友人関係や特定の友人に対する親密化過程と適応感との関連だけでなく、大学生の複数友人関係の過程と適応感の関連を明らかにしたことである。

最後に、本論文の課題をあげてあり、最終章の第8章では各章を集約した要約がなされている。

三 本論文の評価

以上に要約された渡辺舞氏の学位論文は、以下の点が高く評価された。

端的に表現すると、多様な多変量解析を用いた量的研究のみならず質的研究を含んで大量のデータについて、個別の研究としてみるとほぼ適切に分析がなされ、一定の成果を上げていることである。

以下にその例をあげると、分析については、第3章では、因子分析、分散分析とLCM（潜在曲線モデル）のように個別的な分析と総合的な分析を試みつつ、新旧友人関係の縦断的变化を追求している。なお、第3章第3節ではALSCAL（多次元尺度構成法）も

実施している。第4章では、分散分析（多重比較含む）を駆使して大学生の一番親しい友人の選択に関する検討をおこなっている。第5章では、回想的調査面接法により大学生の友人関係の親密化過程に関する研究を行い、その類型化を試みている。第6章では、因子分析およびLCMを用いて、大学生の友人関係における親密化過程の様相が大学生活の適応感に及ぼす影響を検討している。本章ではさらに質的データによる検討もおこなっている。これらの研究の一つ一つが独立した論文として充分な程度に分析がなされ、まとめた成果となっている。

親密化過程のような複雑な過程を考察する際に、データを得るのが難しい縦断研究や調査面接を行ない質的な変化についても検討していることも評価できる。また同様に親密化過程の検討について複数の友人関係について言及しており、従来の知見である二者関係では明らかにできない領域まで踏み込んでいることも評価できる。さらに親密化過程が大学生活の適応感におよぼす影響について検討していることを含め、これらの内容は、現時点ではまだ統一的に記述はできとはいえないようと思われるが、この領域については新たな方向性を示しているといえる。

以上のような概観は、全体的な合理性・論理性・実証性の観点から総体的に充分に評価されるものであるとの審査委員の合意であったが、同時に以下のような問題点及び今後の課題も審査委員から指摘された。

- ①若干記述および構成に荒削りな部分がある。
- ②各研究の目的あるいは仮説を定める根拠が必ずしも十分ではない。
- ③多様な解析を実施した結果としてそれらの解釈が統一的になされていない部分がある。
- ④総合的な研究としてのまとまりに欠ける部分がある。即ち、最終的に解明しようとする内容が必ずしも明瞭ではない。

これらの指摘は、主として今後に残されている課題として展開が期待されたものであり、本論文の成果自体の評価を低めるものではないと考える。

以上の審査結果から、審査委員一同は、本論文が学位論文として学術的水準に充分達しているとことを認め、更に口述試験の成績をも考慮して、渡辺舞氏に、北星学園大学博士（社会福祉学）の学位を授与することが適当であると結論する。

学位論文最終試験の結果の要旨

2011年2月1日、学位授与申請者渡辺舞氏の最終試験を行った。

試験において、提出論文「大学生の友人関係における親密化過程と大学生活の適応感に関する研究—大学4年間における追跡的研究と回想的調査面接による検討—」に基づき、審査委員が疑問点につき逐一説明を求めたのに対し、渡辺氏は論文にはあえて触れていない知見も踏まえて、いずれも適切な説明を行い、審査委員の疑問をほぼ解消した。